

聖路加国際病院運営規則

(目的)

第1条 この規則は、聖路加国際病院(以下「病院」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(病院の理念)

第2条 病院の理念は以下の通りとする。

キリスト教の愛の心が 人の悩みを救うために働けば 苦しみは消えて その人は生まれ変わったようになる この偉大な愛の力を だれもがすぐわかるように 計画されてできた生きた有機体がこの病院である

2 上記理念の英語表記は以下の通りとする。

This hospital is a living organism designed to demonstrate in convincing terms the transmuting power of Christian love when applied in relief of human suffering.

(病院運営の目的)

第3条 病院は、すべての職員の専門性を結集し、あらゆる患者に寄り添う質の高い医療を提供するとともに、教育・研究活動による医療の進歩への貢献を通じ、キリスト教の愛の心を具現化することを運営の目的とする。

(基本方針)

第4条 病院運営の基本方針は、第2条に定める理念および第3条に定める目的ならびに法人全体に共通する価値観である『People-Centered Care』(以下「PCC」という)に基づき、別紙の通りとする。

(病院組織)

第5条 病院に附属施設ならびに次の組織を置く。

- (1) 診療部門
- (2) 診療施設部門
- (3) 看護部門
- (4) 診療支援部門
- (5) 事務部門
- (6) Q Iセンター

2 前項のほか、必要によりチーム等の組織を設置することができる。

(附属施設)

第6条 前条に定める附属施設は以下の通りとする。

- (1) 聖路加国際病院附属クリニック
- (2) 聖路加国際病院訪問看護ステーション
- (3) 聖路加助産院 マタニティークアホーム
- (4) 聖路加メディローカス

(院長)

第7条 病院に院長を置く。

- 2 院長は医師でなければならない。
- 3 院長の任命は、院長推薦委員会が推薦し、理事会の承認を経て、理事長が任命する。
- 4 院長の任用に関する詳細は別途定める。

(院長の職務)

第8条 院長は、病院の業務を掌理するとともに、病院方針の企画・決定・運営を行い、病院経営および病

院運営上の諸決定を行う役割を担う。また以下の職務を行う。

- (1) 病院経営方針の立案。
- (2) 病院の経営方針に基づく事業計画の策定と実行の管理。
- (3) 病院各部門の業務計画の承認および実行の管理。
- (4) 病院各部門の予算執行の承認および実行の管理。
- (5) その他病院運営に関する院長業務。

(職位)

第9条 病院に次の職位を置く。

- (1) 副院長
 - (2) センター長
 - (3) 所長
 - (4) その他、管理上必要な職位
- 2 前項第1号に定める副院長が複数になる場合は、1名を統括副院長とすることができる。
- 3 第1項に定める職位の任用は、院長が推薦し、病院運営会議の議を経て理事長が任命する。
- 4 職位に関するその他の詳細は、就業規則および職位職務規程に定める。

(会議)

第10条 病院運営上の重要事項を審議するため、以下の会議を設置する。

- (1) 病院運営会議
 - (2) 病院管理協議会
- 2 前項各号の会議の詳細については別途定める。

(委員会)

第11条 院長の諮問機関として、病院に各種委員会を設置する。

- 2 前項の各種委員会の詳細は別途定める。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1. この規則は2014年4月1日より施行する。
2. 改定：2015年5月27日（第4条・院長）
3. 改定：2016年5月25日（第2条・病院組織、第3条・附属施設、第7条・会議）本改定の有効日は2016年4月1日とする。
4. 改定：2017年5月30日（第2条・病院組織、第3条・附属施設、第6条・職位）本改定の有効日は2017年4月1日とする。
5. 改定：2018年3月5日（第2条・病院運営の目的、第3条・基本方針）
6. 改定：2019年9月24日（第8条・職位）
7. 改定：2020年6月1日（第4条・病院組織）
8. 改定：2021年4月1日（第4条・病院組織）
9. 改定：2022年2月25日（第8条・職位）
10. 改定：2022年4月1日（第4条・病院組織）
11. 改定：2023年4月1日（第2条・病院の理念、以下条文繰り下げ、第4条・基本方針、別紙追加）
12. 改定：2023年5月31日（第5条・病院組織）本改定の有効日は2023年4月1日とする。

別紙<病院運営の基本方針>

| | |
|---|--|
| <p>For Patients : <u>一人ひとりを尊重する</u></p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 一人ひとりの多様な価値観や社会的背景に寄り添い、患者自身の意思が尊重される医療を提供すると共に、社会的支援に取り組みます。 2. 高度急性期の特定機能病院として、世界水準の安全で総合的な医療サービスを国内外に提供します。 3. 質の高い予防医療から治療までサポートできる、包括的なサービスを提供します。 4. デジタル技術を活用して医療の利便性の向上と効率化に取り組むとともに、温かみのある医療を提供します。 |
| <p>With Community : <u>コミュニティと共に歩む</u></p> | <ol style="list-style-type: none"> 5. 地域・市民の公衆衛生、ヘルスリテラシーの向上に貢献します。 6. 地域医療をはじめ、災害時や新興感染症等の感染拡大時に、柔軟で適応可能な医療提供体制の強化を図ります。 7. 地域の医療機関や介護施設等との連携を通じて、シームレスな医療提供を目指します。 |
| <p>With Staff : <u>人を大切にする</u></p> | <ol style="list-style-type: none"> 8. 多様な働き方を支援するとともに、職員が安全で働き甲斐のある職場環境を提供します。 9. 高度な職能教育とともに、幅広い教養と豊かな人間性の向上を支援し、全人的医療の担い手を育成します。 |
| <p>For The Future : <u>次世代へ価値をつなぐ</u></p> | <ol style="list-style-type: none"> 10. 次世代の医療を見据え、新しい治療法や医療技術の開発・研究に取り組むとともに、環境負荷を低減する病院を目指します。 11. 病院運営におけるデータの活用を推進します。 12. 将来にわたる発展のため、財政基盤の安定化を図ります。 |